別紙５

　　　　　　　　　　　全体についての消防計画の一部追加について

この計画は、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）に基づき、「管理権原者の権原の範囲」及び「全体についての防火（防災）管理業務の一部委託」の項目を従前の省令による共同防火管理協議事項に基づく全体の消防計画に追加し、防火対象物等の全体についての防火（防災）管理に係る消防計画として作成するものである。

（管理権原者の権原の範囲）

第２条の２　当該防火対象物における各管理権原者の権原の範囲は別表１のとおりとし、当該範囲の防火（防災）管理業務についての責任を有するものとする。

（防火（防災）管理業務の一部委託）

第２条の３　当該防火対象物の全体についての統括防火（防災）管理上必要な業務の一部委託については別表２のとおりとする。

（避難施設等の維持管理及びその案内）

第６条の２　統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

１　廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

(1)　避難の障害となる設備又は物品を設けない。

(2)　床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

(3)　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

２　安全区画、防煙区画の維持管理

(1)　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

(2)　閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

３　避難経路の案内

防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

（消防隊に対する情報の提供及び消防隊の誘導）

第10条の２　統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して次の情報提供及び誘導を行う。

１　次に掲げる図書等を　　　　　　　　　に配置する。

(1)　防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表等

(2)　火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図

(3)　緊急連絡先一覧

(4)　防火管理維持台帳

２　消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の　　　　　　　に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

別紙５別表１

各管理権原者の責任範囲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 事業所名 | 管理権原者  役職・氏名 | 権原の範囲 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| 10 |  |  |  |

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示することが困難な場合は、　図面等に当該管理権原者の責任範囲を明記する。

別紙５別表２

全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表

　　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火対象物名称 | | | |  | | | |
| 統括防火管理者氏名 | | | | 職　　　　　　　　　　　　　　氏名 | | | |
| 受託者の氏名  及び住所  法人にあっては名称及び　主たる事務所の所在地 | | | | 氏名（名称）　　　　　　　　　　　　　TEL | | | |
| 住所（所在地） | | | |
| 担当事務所 | | | |
| TEL | | | |
| 受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法 | □　常駐方法 | 範囲 | □避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理  □消防・防災設備等の監視・操作業務 | | | | |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | | | | |
| □火災 | | □地震 | □その他(　　　　) | |
| □初期消火  □通報連絡 | | □避難誘導  □その他（ | ) | |
| □消火・通報・避難訓練の実施 | | | | |
| □その他防火・防災管理上必要な事項（　　　　　　　　） | | | | |
| 方法 | 常駐場所 | | | |  |
| 常駐人員 | | | |  |
| 委託する防火対象物の区域 | | | |  |
| 委託する時間帯 | | | |  |
| □　巡回方式 | 範囲 | □避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理  □消防・防災設備等の監視・操作業務 | | | | |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | | | | |
| □火災　　　　□地震　　　　　□その他(　　　　) | | | | |
| □初期消火　　□避難誘導  □通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） | | | | |
| □消火・通報・避難訓練の実施  □その他防火・防災管理上必要な事項（　　　　　　　　） | | | | |
| 方法 | 巡回回数 | | |  | |
| 巡回人員 | | |  | |
| 委託する防火対象物の区域 | | |  | |
| 委託する時間帯 | | |  | |
| □　遠隔移報方式 | 範囲 | □消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | | | | |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | | | | |
| □火災 | | □地震 | □その他(　　　　) | |
| □初期消火  □通報連絡 | | □避難誘導  □その他( | ) | |
| □その他防火・防災管理上必要な事項（　　　　　　　　） | | | | |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 | | |  | |
| 到着所要時間 | | |  | |
| 委託する防火対象物の区域 | | |  | |
| 委託する時間帯 | | |  | |

（備考）「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□に✓印を付する。